

Title	仏国大革命の主因は経済的なり
Sub Title	
Author	占部, 百太郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1920
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.14, No.8 (1920. 8) ,p.1049(21)- 1088(60)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19200801-0021

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

の効果發生の時期と互に相異なるのみならず時には合意締結の時期と其拘束力發生の時期と其法律上の効果發生の時期との三者は各々相異なることありとす要するに獨逸の學者の謂ふ所の物權契約なるものは右の合意と登記との二者を以て其組成分子と爲すものとす(Enneccerus, a. a. O.; etc.)

今我民法の下に於ける所謂物權契約なるものは如何なる法律要件なりや獨逸の學者の所謂物權契約なるものと我國の學者の所謂物權契約なるものは果して同一のものなりや否や是れ一の重要な問題なりと云はざる可らず以下少しく之を論せん(未完)

佛國大革命の主因は經濟的なり

占部百太郎

- (一) 序言
- (二) 佛國革命の眞意義
- (三) 中央集權的なるも不統一なる王政
 (イ) 中央政府(ロ) 地方政府(ハ) 混亂無秩序なる政治組織及び法律制度
- (四) 貴族及び僧侶の不正なる特權
 (イ) 貴族の特權(ロ) 貴族の種類(ハ) 高級僧侶は特種の貴族(ニ) 下級僧侶は平民の味方
 無特權の階級
- (五) 實力を備へし中等社會(ロ) 農民社會の慘狀
- (六) 不健全なる經濟及び財政狀態
 (イ) 保護政策の悪影響(ロ) 不統一なる經濟組織(ハ) 國王の財源、其の一、王領地
 (ニ) 其の二、直税(ホ) 其の三、間税(ヘ) 混沌たる財政制度
- (七) 北米合衆國革命の影響
- (八) 結論

佛蘭西大革命の原因に就ては、第拾九世紀以來幾多の權威ある歴史家の著書に依て論評し盡され、既に定評の動かす可からざるものあるやの觀なきに非ず。然れども、佛國大革命に關する著作は近年に至りても尙ほ續續發行せられ、從て革命の原因に關する觀察も多少の變化を免るゝ能はず。殊に巴里大學オーラール教授の該博深奥なる研究發表せられて以來、佛國革命てふ古今歴史上の最大現象は、茲に新たなる衣裝を以て、讀史家の眼前に展開せられたり。其他ケムブリッジ近世史叢書の各執筆者の研究、及び故のアクトン卿の『佛國革命史講義』(Lectures on the French Revolution) 最近には佛國學士會院よりコルベル賞を授けられたるルイ・マデラン氏の『佛國革命』(The French Revolution) 等何れも、各自の特色と長處とを發揮せり。要するに、佛國大革命研究は今やテーニン、カーライルの時代とは殆ど全く面目を一新するに至れりと云ふを得べし。

歐洲大戰以來、日本には今更の如くデモクラシー鼓吹せられ、續いて勞働問題は一國を風靡し、最近に至りて文化運動の聲漸く喧しきが如し。デモクラシーと云ひ、勞働問題と云ひ、文化運動と云ひ、其の泉源は何れも佛蘭西大革命に發せざるなきことは、苟くも西洋近世史を學びし者の夙知する所なり。余が近年發行せられたる前記歴史大家の著作を基礎として、佛蘭西大革命の原因に關して讀者に見へむとするは、以上日本に於ける各種の思想並に運動の研鑽に對し、些かたりとも參考に資せむとするの微意に外ならず。

二

佛蘭西革命(註一)は特權を以て一貫せし封建的舊制度と、自由、平等、博愛を基礎とする近世的民主政治との間に於ける過渡時代の一大現象なり。而して其の原因其の結果、其の要素、其の活動の複雑にして多種多様なる、凡そ此の佛國革命の現象の如きは、古今東西の歴史に其の類例を求む可からず。即ち希臘、羅馬に淵源を發せし文明の本流は、中世紀に於ける幾多の支川細流を合して佛國革命てふ一大湖水に集注せられ、其の湖水は更らに氾濫して歐洲諸國家に波及し、各處に近世的文明の種子を傳播せり。左れば佛國革命の遠因は、『文運復興』(Renaissance) 及び『宗教改革』(the Reformation) に在るが故、或は之を以て是等の時代に端緒を開きし政治上並

然に社會上に於ける知識的復興及び宗教的革新運動の繼續とも見るを得べし。故に佛國革命が舊思想、舊慣例の殿堂たる歐洲の諸政府と衝突するに至りしは、固より避く可からざる必至の勢たりしなり。自由、平等、博愛は佛國革命の三大標幟にして、是等美名の下に恐る可き罪惡は遂げられたれども、勢の趨くところ之を防遏するに由なかりしなり。『恐怖時代』(Reign of Terror)は佛國革命に偶發せる不幸なる事件にして、眞の革命と混同す可きものに非ず。之が爲、決して炳焉たる革命の大目的と眞精神とを没却す可きに非るなり。

史家各自觀察點を異にするが故、佛國革命の性質に對する批判從て區々たれども、佛國革命が爾來歐洲の政治思想を涵養し、諸般の改革を遂行するに方りて、其の效果の大なりしことは、何人も之を否定す可からず。フレデリック・ハリソン佛國革命の歐洲歴史上に於て最も重要なる所以を説明して曰く、第拾九世紀全體を通じたる歴史は取りも直さず、佛國革命が遺せし有ゆる事業の歴史なり。佛國革命は破壊力たりしよりは、寧ろ却て建設力たりしなり。佛國革命は豊富なる勢力の無盡藏にして、舊社會の基礎を破壊したるのみならず、新社會の有ゆる要素を表

現せり。吾人は實に佛國革命を以て近世的社會改造の危機と稱するを得べしと(註二)。然り、佛國革命は破壊力たりしと同時に、一方に於ては大なる建設力たりしなり。最も極端なるジャコベンと雖、其の究極の目的が破壊一方に在らざりしや、云ふ迄もなし。然れども建設せむには、須らく先づ破壊せざる可からず。舊制度舊文物を其の根柢より破壊するに非ずむば、佛國革命家の理想を實現せしむる能はず。即ちブルボン王朝は勿論、他の歐洲諸王國との大衝突は、佛國革命運動の焦點たりし所以なり。かくて佛國革命の潮流は、忽ち歐洲諸國に波及し、各國何れも深大なる影響を免るゝ能はずして、其の政治、社會、宗教等は爲に大變革を蒙るに至れり。佛國革命は即ち歐洲の革命を意味するなり。

然らば、封建制度の餘弊の他の歐洲諸國に比較して少なかりし佛國に、何故先づ大革命は破裂せしや。何人も直ちに抱く所の疑問なれども、仔細に佛國革命の由つて來りし諸原因を研究すれば、些かも怪むに足るものあるを見ず。佛國革命の原因として近代史家は、(一)中央集權的なるも不統一なる王政、(二)貴族及び高級僧侶の不正なる特權、(三)下級人民の悲惨なる境遇、(四)佛國當時の經濟財政の不健全狀

態(五)第拾八世紀懷疑的破壞的哲學及び文學の影響等を擧げ就中最も重きを第四)に措き尙ほ(六)米國獨立戰爭の成功も佛國革命近因の一として數へり。以下是等の諸原因に就て條を逐ふて説述を試む可し。

(註、一) 佛國の一八三〇年の七月革命、一八四八年の二月革命等と混同せざるやう、一七八九年の革命を大革命と呼ぶを當れりとすれど、以下故らに意義を強くする場合の外、一般の呼稱に従ひ單に佛國革命と稱す。

(註、二) Frederic Harrison: The Meaning of History and other Historical Pieces. chap. VI.

三

(イ) 佛國革命が破壊せし封建的舊制度は渾然たる一種の階級制度なりき。特權と壓制とは、此の階級制度の經緯を成し、各階級夫れ々特權を把持して下級に臨みしが故、惟り特權を有せざりし最下層の庶民階級は、漸次下に向て加重する上層階級の壓虐に苦悶したりき。而して此の如き階級制度の最上位に立ちしは即ち國王なりき。

佛國王は神の意思即ち神權に依て君臨する者なりと稱し、些かも民意に圖らずして政治を行ひ、神の外何人に對しても責を負ふことなかりき。彼は絶對なる獨

裁專制の君主にして、其の意志は即ち一國の法律を成し、人民は惟だ服従の一あるのみなりき。ルイ第十六世は嘗て、朕これを欲するが故、其の事は合法なり」と謂へり。一語能く佛國王政の眞性を道破せり。國王は斯く其の意の嚮ふが如く法律を制定せし外、租税を賦課し、職を宣し、和を講じ、條約を結びたりき。理論上、王權に對する何等の檢束あることなく、從て人民の生殺與奪の權は、國王の掌握する所なりき。而して最も甚だしく人民の自由を束縛せしは、所謂「逮捕狀」(Lettre de Cachet)に依て、一令の下、裁判を経ずして、國王の欲する期間人民を禁錮せし事なりき。

ルイ第十四世は實に佛國王政の權化にして、所謂帝王神權説は王に依て最も著大なる代表者を發見せり。王のヴェルサイユ宮殿に於ける豪華の生活は列國帝王羨望の的となりしのみならず、其の絶大にして責任を負はざる王權の行使は、遙に同時代の專制帝王を凌駕したりき。王の長き治世の間に、佛國の王政は發達の絶頂に達して、兎に角其の形體は革命破裂の際まで保續せられたりき。

此の如き絶大なる專制權の所有者たる國王を輔弼せしは、實に五個の參議會なりき。法律の制定、命令の公布、其他内外百般の政務何れも是等の參議會にて執行

せられたり。然も是等の政府各機關の間に何等の連絡統一なく、其の權能の區劃は全然非科學的にして、從て政治の效果擧らざりき。

(ロ) 地方の政治組織に至りては、更らに紊亂と混沌甚だしきものありき。一方に於て四十個の所謂『地方政府』(Governments)ありしが、其の三十二は封建時代の遺物たる佛國の舊『省』(Provinces)に相當り、其の長官たる總督(Governors)は、唯だ高位の貴族が之に依て高祿を貪る有名無實の官職に過ぎざりき。

他に財政上及び民政上より區劃せられたる三十六の『州』(Generalities)ありて、實際の地方政務は、其の長官たる『知事』(Intendants)之に當れり。知事は國王の專制權を代表し、中央政府の命令を地方に傳へ、地方の狀況を中央に報告する機關に過ぎざれども、其の實權は極めて大なりき。佛國民の利福は此の地方官の行政如何に關する所大なりければなり。然も知事の多くが不人望にして、三十六人の暴君てふ評ありしより推せば、彼等が配下の屬僚を驅使して、中央政府の虐政を幫助せしことを察す可きなり。

(ハ) リシユリユーに依て着手せられ、ルイ第十四世に依て完成せられし佛國の中央

集權的政治組織は、一見整然たる統一の外觀を呈せしも、仔細に其の内容を檢討するときは、前述の如く、實に紊亂無秩序を極めたるものなりき。第拾八世紀に於ける佛蘭西は組織あり統一ある渾然たる國家に非ずして、地方を異にするに従ひ、人民各自の權利と特權とに於て甚だしき徑庭ありき。これ畢竟歴代の佛國王が、征服と外交と結婚とに依て、本來巴里及びオルレアン附近に局限せられしヒューカペット家の領土を漸次擴大して今日見るが如き大なる領土を形成せしに因由せり。ラングドック、プロヴァンス、ブリタニー、ダフィニイ等の如き比較的大國が時を異にして佛國の配下に歸せしとき、佛國王は是等の國が租税を分擔し、中央政府の官吏を尊敬するに於ては、佛國の他地方と異なる各自の法律、習慣乃至政治の制度の更革を必ずしも強制せざりしなり。其の他或地方に於ては、中世紀以來の種族會(Estates)即ち地方議會を保持し、或都市にては、一般に地方自治權の範圍狹少なりしに拘はらず、廣大なる自治權を行ひ、州の異なるに従ひ、人民の權利特權は甚だしく區々たるを免れざりき。

左れば南佛の大部分に於ては、羅馬法依然として行はれたりしも、中部及び西北

部佛蘭西に於ては、種々雑多なる地方的法律、重もに獨逸の古法行はれ、其の數實に二百八十五種に及びたり。故に一の地方より鄰接せる他の地方に移轉せし佛國人は全然不案内なる法律制度に依て支配せらるゝを免れざりき。更らに裁判制度も、巴里を首め他の十二の重要都市に在りし高等裁判所(Parlements)の外(註三)國王の設立せし裁判所及び封建制度の遺物たる幾多の莊園裁判所、教會には教會裁判所、陸軍には軍事裁判所ありき。是等各種の裁判所間の權限亦紛糾錯雜して、訴訟人は其の嚮ふところに迷はざるを得ざりき。而して是等の裁判所が課せし所刑の如何に殘酷野蠻なりしやは、或は手足を切斷し、或は舌を抜き、或は鉛湯を肉に濺ぎ、或は車裂の刑の尙は行はれし事に依ても、これを察するを得べきなり。

佛國の所謂『舊制度』(Ancien regime)の紊亂、不統一は單に政治の組織及び法律制度の上に止まらざりき。下文に述ぶるが如く、佛國の經濟財政の制度に至りては、管に組織の紊亂錯雜せしのみならず、幾多の不正と情弊は堆積し、是等の不正と情弊は延ひて國家の財政の上に大なる缺陷を齎らし、最も痛切なる佛國革命の原因を造れり。

之を要するに、大革命前に於ける佛國の王政は恰も基礎の腐朽せる大厦の如く、其の外觀如何に輪奐の美を呈すれども、到底猛烈なる暴風雨の襲來に堪ゆるものに非りしなり。

(註三) 巴里の高等裁判所は國家の最高司法機關なりしも、英國の國會の如く、古來國費に對する協贊權を有せず、唯だ國王の勅令に對して登錄を拒絶し得る一個の牽制機關たるに過ぎざりき。併かも此の權利を行使したることは稀有の例に屬し、之を行使したる時と雖、國王は裁判所に臨御(之を*bed of justice*と稱す)して、強いて勅令を認可せしむるを得、又國王は實際上之を廢止するこゝをも得たりき。而して其の評定官は殆ど全部法律家にして、新貴族の出身多く、其の本職は裁判事務にして、殆ど世襲的となり、之を賣買することすら行はれたりき。(Anlard: French Revolution, I. p. 100)

四

(イ) 佛國の封建貴族は王權の伸張と共に漸次衰微し來りしが、有名なる宰相リシユリユーは強固なる中央集權政治を確立せむが爲、大に封建諸侯の政權を削減せり。ルイ第十四世亦封建貴族が其の領地内に軍隊を養ふことを禁じ、貴族を佛國常備軍の將校に、其の家臣を常備軍の兵卒に編入したりき。英國貴族の家にては、當主

惟り貴族の特權を有し、長子以下は庶民院に列して政治に參與する者少なからざりしも、佛國にては貴族の家に生れし者は凡て貴族の特權を有せしも然も政治上に活動する餘地を興へられざりき。此の如く佛國貴族は階級としては、革命前既に何等の政權をも有せざりき。而してリシュリューの時より貴族の一部は地方官に任用せられしが、ルイ大王がヴェルサイユ宮殿に一代の榮華を極むるに方りて、或一部の貴族は宮内官に任せられて國王の周圍に侍り、其の俸給に依りて辛うじて貴族の體面を保てる者もありき。要するに、第拾八世紀の佛國貴族は復た昔日の政權を有せざりしが、彼等は尙ほ古來の特權を提げて各自の領民に臨み、其の牢固たる社會的權力は、國王と雖これを如何ともする能はざるものありき。

革命前に於ける佛國の貴族は、戸數二千乃至三千、人口十萬乃至十五萬を數へ、其の領土は佛國全土の五分の一を占めたりき。彼等は其の領土を耕作せし自作農に對して封建税(dues)或は賦役(corvée)を課せしも、自らは國家に對して殆ど全く納税の義務を負はざりき。而して彼等の多くは、國王に近侍し、常に巴里或はヴェルサイユの宮殿に起臥して、月花の宴樂に侍べり、文藝逸遊に耽りて、華奢なる生活を送りたり。斯くて彼等は農耕の事を一切代理者に放任して、農民より租税を誅求せしめしのみ。自身は京地に定住して、領土に歸ること稀れに、從て農民の窮狀に對して、何等の同情も有せざりき。彼等の一般人民の間に不人望なりし故なしとせざるなり。

是等貴族の特權を擧ぐれば、上記免税の外、其の領地内に於ける所有者不定の財産を沒收し、狩獵の獨占權を有して、其の季節には何人の耕土たりとも、之を開放せしめ、爲に農作物を荒らさるゝも被害者は訴るに途なかりき。又領内の民は領主所有の製造所に穀粉製造を委託せざる可からず。此の外貴族が種々の名義肩書に依りて、國庫より給與を受けし金額亦小少に非りき。シャトールブリアン曰く「貴族政治に三時代あり。最初は兵力の時代にして、次に特權の時代に墮落し、結局虛榮の時代に至りて衰滅す」と。佛國革命前の貴族が倨傲にして、中等社會を侮蔑し、庶民を虐待して自から得たりと爲せしは、正に特權時代より虛榮の時代に墮落しつゝありしものに非ざらむや。

(五) 佛國の貴族には數多の種類ありたり。是等各種貴族の間には一致協力な

く、互に反目疾視せしが爲、益々彼等階級の勢力を失墜せしめたり。常に巴里若くはヴェルサイユに住して華奢の生活を送りし『堂上貴族』(Nobles of the Court)の地方に在りて比較的質素の生活を營みし地方貴族を卑むこと甚だしかりき。兩者は所謂『武家貴族』(Nobility of the Sword)に屬し、血統正しく名譽ある傳説を傲ることに於て、同一なりき。而して第十八世紀の佛國政府は、政路上より地方議會にて名望ありし法律家裁判官等を拔擢して新貴族を造りしが、是等は『長袖貴族』(Nobility of the Robe)と稱せられ、十字軍勇士の後裔なりと誇る武家貴族より所謂『成上り者』として輕蔑せられたりき。而して政府は概して新貴族を造るに當りても、財政窮迫の爲金品を與へずして、單に爵位のみを授けたりき。而かも此の如くして數多の小貴族を濫造したるが爲、從て自から種々の特權典禮は濫造せられ、納税の如き國家に對する有形的義務の除外者を一層増加して、益々普通人民の負擔を過重ならしめたり。又舊貴族は概して之を新貴族及び中等社會の人士に比すれば、適に無學無識にして、世界の大勢に暗かりき。

之を要するに、佛國の貴族が國家より幾多の恩典と特權とを受けたるは、是等に

對する相當の功勞と任務とを盡したればなり。然るに、今や彼等は一種の不文憲法とも云ふ可き本來の約束を無視し、國家及び國民に對する義務を守らずして、唯だ其の特權を行使し、恩典を享受せむとす。大革命を激成せる故なしとせむや。

(ハ) 第拾八世紀に於ける佛國のカトリック教會は、有力且つ富裕なる一大階級にして、近代的に云へば、當然國家の權域に屬す可き多くの職權を行使せし居然たる一國家の觀ありき。然も多年の情弊内部に堆積せしが、就中其の高級僧侶は畢竟敗類せる家長制度の遺物に過ぎざりき。國民議會の委員會報告に據れば、佛國教會の収入は一億七千萬リッル(ゴメル)は二億リッルと計算せりにして、ルイ第十六世即位の時に於ける國家の収入の約半ばに當れり。其中の五分の二強は什一税(Tithe)實際は十二分の一、十五分の一乃至二十分の一なりしと云ふより獲、其餘は佛國全土の五分の二に當る寺領よりの收穫なりき。此の莫大なる収入は、固より教會の維持及び禮拜、其他學校及び慈善事業、殊に貧民救助等に費されしも、其の大部分は百三拾四人の大僧正及び僧正と、七百乃至八百人の僧院長之を分配せり。大僧正僧正の収入には甚だしき不同ありしが、平均六萬リッルに當り、併かも僧院

長を兼任せし者に至りては、從て其の收入も倍加しき。高級僧侶の高給に反して、村落牧師の收入は極めて薄給にして、政府の干涉に依て、一七八六年最低額を七百リヅルに増給せし程なりき。寺領の殆ど全部は地租を免せられ、其の他の二十分一税 (Vingtieme) 等も、國王と妥協して、少額の一時金を納めて是等の義務を決濟せり。教會は五ヶ年に一度、又戰爭に際し國王に對して補助金を供與せしも、其等は畢竟隨意の寄附に過ぎざりき。

貴族等は高級僧侶の社會的地位高く、之に伴ふ莫大なる收入に垂涎して、其の實何等の宗教心なきに拘はらず、國王に乞ふて是等の地位の大部分を占有し、或は之を世襲的に叔姪の間に授受したりき。高級僧侶は即ち職掌を異にする一種の貴族にして、其の貧慾卑俗、且つ無學なること貴族に異らざりき。勿論彼等の中にも、學徳共に秀で、一代の師表と仰ぐ可き者絶無に非りしも、其の多数は概して狹量にして利己心強く、教徒に對して信用も權威も有せざる小人なりき。故に教徒は彼等を憎むの餘、彼等の代表せし教會及びカトリック教に對しても、漸く不信不敬の念を増加するに至れり。後年の無神論は蓋し這般の不信不敬に胚胎するなから

じや。

(二) 然も是等の貴族的僧侶と、下級の平民的僧侶とは嚴重に之を區別せざる可からず。高級僧侶が多く貴族出身なりしに對して、下級僧侶は概して中等社會若くは農民出身なりしが故、其の貧乏にして質樸なりしこと、カーヂナル・ロアンが其のサベル城に七百個の寢臺を備へ、百八十頭の馬を畜ひ、銀製の厨具を用ひし豪華と、好個の對照を爲したりき。下級僧侶の報酬は前述の如く薄少なりしに拘はらず、彼等は概して神聖なる教職に熱心にして、貴族的僧侶と著しき反比例を造れり。即ち最も多く教會の爲に盡せし者、反つて最も少なき報酬を受けたりしなり。左れば、彼等が高級僧侶の驕慢と無情とに對する反感は、一般庶民と異ることなく、從て庶民に對する彼等の同情は、革命の初期に於ける貴族僧侶對庶民の抗爭に於て、後者の勝利を齎らしたり。

五

(イ) 貴族僧侶てふ二個の特權を有せし階級の下に庶民 (Tiers Etat) 即ち第三級民と稱する無特權の階級ありき。當時の佛國人口の大部分は此の階級に屬し、其の

總數約二千五百萬人を算せり。此の階級更らに二個の社會に大別せらる。即ち中等社會(Bourgeoisie)及び農民社會是れなり(註四)。兩者何れも特權を有せざりし點に於て境遇相如けり。此の如く貴族僧侶に非る者をひとしなみに第三級民と稱すれども、此の階級に屬する者の間には、社會上及び經濟上の地位に於て甚だしき相違ありたり。即ち最も富裕なる銀行家も、最も著名なる文學者も、赤貧の農民或は街頭の乞丐と均しく、此の階級に屬せしなり。法律家、教師、銀行家、商工業者、醫師、技藝家等を中等社會と總稱するは、本來等しく平民の出身なればなり。是等の中等社會に屬せし者は、農民社會に比して迥に少數なりしも、彼等はヴェルテア或はデイドロに依りて知識を開發せられ、或は商工業の發達に伴ひ、或は頻次の外戰に依りて富を獲得せしが故、社會に蓄積せし勢力は偉大なるものありき。而して貴族及び僧侶の專恣に反抗するの實力を具へし者、惟り此の中等社會ありしのみ。併も彼等は一方に於て、王室及び貴族に對して債主の地位に立ちしかば、其の國家經濟に對する利害の感念は極めて切實なるものありしなり。故に革命の漸く進行するに隨ひ、巴里の賤民(sans culotte)及び地方農民等が極端過激の行動に出でむと

せしときにも、彼等は常に革命運動の指導者として、多數愚民の盲動を牽制し、其の狂熱を冷却せしめて適正の途を誤らしめざらむと力めたり。既に財力に於ても多く貴族僧侶に譲らず、知識に於ては、却て是等の特權階級を凌駕せる彼等中等社會が、政治上及び社會上に於て、貴族僧侶と同等の權利を得むと主張するは固より正當にして、遂に革命を成就せしや、決して怪むを須ひず。「中等社會は、哲學者及び經濟學者等の著書を繙きて、僧侶及び貴族に對する尊敬の念を失へり。彼等は彼等の才智と教育に相當する權力と尊敬とを分與せられむことを熱望せり。彼等は彼等をして公務に直接の發言權を得せしむ可き眞實の都市自治並びに國會的憲法を要求せり。彼等は商工業の業務に對する不斷の干涉を憚りたり。彼等は財政制度に於ける簡易と公正と合理との欠乏せるが爲、如何に多くの富が失はれたるやを了解せり。彼等は國家に託したる彼等の貯金が濫費と無秩序との爲、危一險に瀕せることを驚惶を以て注視したりき。彼等は全然陸海軍及び外交事務より排斥せられたることを憤慨したりき。就中、彼等は貴族が名譽を以て區別せられ、比較的愚なる貴族の倨傲なるを心外としたりき(註五)。革命時代の有名なる憲

法學者アッペ・シェーヌは「第三級とは何ぞや」とてふ小冊子に於て、先づ第三級民とは、總ての物なりと喝破し、尙ほ第三級民は過去に於ては「零」なりしも、今は「或物」ならむとすと唱道せり。

(ロ) 第三級民の大多數は農民にして、其の數二千萬人を下らず、其の中約百萬人は農奴にして、他は自由民なりき。佛蘭西は農業國にして、農民こそ、眞に佛蘭西國民たりしなり。近來の權威ある一革命史家は、大革命前佛國の土地の五分の一は國王及び自治團に屬し、五分の一は貴族、五分の一は教會、殘餘の五分の二は第三級民に屬せりきとの説を承認せり。中等社會にして地主たりし者は僅少なりければ、是等の土地は大部分農民に屬せしことを察す可し。是等農民の中には自作農も少なからざりしが、其の八九割は家産を有せず、必要の資本は地主之を供して收穫を折半せし所謂折半小作人(Metayers)か、或は農僕として他に雇はれ、辛うじて生活を營みし貧民にして、其の貧窮の狀憐む可きものありき。而して佛國の農民は三重の負擔を負ひたり。即ち貴族に封建的租税を納め、僧侶に什一税を拂ひ、又勿論國税をも課せられたり。課税の方法、地方によりて異りしかば、一概に云ひ難け

れど、テーンの所説に據れば、當時の佛國農民は百フランの收入、中國家に五十三フラン、領主に十四フラン、什一税に十四フランを拂ひ、殘餘の十九フランを以て收税吏に贈賄し、以て一家の生計を立てざるを得ざりしなりと。以て其の窮狀を察す可きなり。

殊に農民をして煩苛を感せしめしは、領主の收斂賦役の過重なりしよりは、寧ろ其等の種類の雜多にして不定なりしに在りき。農民は領内の道路及び橋梁を行するときは領主に人頭税を拂ひ、土地を賣却したるときは其の舊領主に代價の一部分を拂はざるを得ざりき。又一定の時季に於て耕手の變更したるとき、或は領主の死去したるとき、或は領主の長子の元服若くは長女結婚のときは、其の都度、領主に穀物、鶏、葡萄酒等を納むるの義務ありき。又多くの地方に於ては、既記の如く、農民は必ず領主の窠に於て麩麩を焼き、領主の機械に依りて葡萄酒を醸造し、領主の水車に依りて穀粉を製造せざるを得ざりき。殊に甚だしきは、農民は其の領主及び自治團の道路改修、又は領主の土地の收穫、又は軍隊及び軍需品の輸送に際して、無報酬にて數日勞働せざる可からざる事なりき。又最も農民を惱ませしは、

領主が狩獵する禽獸が其の耕地を荒らすも、之を驅逐するを得ず、且つ鶉其他の禽獸を闇がす虞れありとて、一年の或時季の間、耕耘を禁せられし事なりき。

此の如き壓制と收斂の下に在りし農民の生活状態は極めて悲惨なるものにして、烏麥或は穀糠等を常食に充て、山村の民は多く栗實を食ひ、家豚山羊等の肉は比較的富民が聖日に用ひし珍味なりしと云ふ。而して一旦凶作の到るあむか、市街は乞丐の府となりて、其の慘狀名狀す可からず。一七五三年に於て飢寒の爲に死せし者、巴里のみにて八百人以上なりき(註六)。又農民の住家は土壁を以て圍み、藁を以て屋根を葺き、窓及び床の設けなく、而して嚴冬の季にも農民は概して跣足の者多かりき。

佛國農民社會の窮狀此の如く甚しかりしも、之を墮地利、普魯士其他諸國の農民に比して、寧ろ有形無形に進歩し居たりしにも係はらず、佛國農民の不平怨嗟殊に甚だしかりしは、一は彼等の知識漸く開けて自家の地位を覺醒したるにも由る可けれど、前述の如く貴族の多くが其の領地に在らずして、農民社會の實狀に通せざりし爲、從て兩者の間に同情の欠乏せしこそ、其の主因なれ。其の領地に土着せ

し貴族多かりし佛國の西南部に於て、後年過激革命黨の施設に反對する者の最初に勃發せしを見ても、多少之が證明となすに足らむ。此の如き窮境に立ちし農民は固より經世經國の術策を知らず、又ヴォルテア、ルソーの破壊哲學を讀まざりしも、彼等の生活の酸苦窮迫は、日々刻々國家社會の改革の絶對的に必要なることを感せしめたり。彼等の暴動一揆を誘發す可き原因の饒多なる豈に驚くを須ひむや。

(註四) 或は農民社會を第四級民(fourth state)と稱して第三級民より區別する歴史家もあむ。

(註五) Cambridge Modern History, VIII, p. 61.

(註六) 一七八八年より翌年に亘りし佛國西殊に其の東北地方の飢饉が幾多の餓民を巴里に驅りて浮浪の徒たしめ、是等が巴里のサン・キュロットと相應じて騷擾を起し、大革命の直接の動機となれり。

六

(イ) 前に述べたる如く、貴族は多くヴェルサイユの宮殿に伺候し、若くは巴里の實際社會に優遊して、其の領土に住まず、土地の事は一切管理人に放任して地代の徵收の外、何等の利害をも感ぜざりしが故、耕地を改良して其の生産力を増進するが

如き事は、思も寄らざる所なりき。又農民は耕耘を勵みて收穫を増加するも、其は徒らに一層の誅求を誘ふに過ぎざりしかば、外見上一向貧窮を装ひし程にして、決して目前の必要以上に勞作することなかりき。左れば、元來豐沃なる佛國の土地も年々荒廢に歸する傾向あるを免れざりしなり。

佛蘭西の商工業は、コルベールの保護政策に依りて多少の發展を見たりしも、其の後の保護政策は空しく舊套を墨守すると共に、商業取引の場所及び時を制限し、商品の容量、包装等に嚴重なる規定を設くる等、兎角干渉束縛に亘りて、商工業者が自由活動の力を殺ぎしかば、自由貿易を標榜せし英國の爲、漸次販路を蠶食せらるゝに至れり。殊に一七八五年の英佛通商條約の改訂は、佛國の商工業に大打撃を與へ、直接革命暴動の一動機となれり。

他に佛國商工業の發達を阻害せしは、『組合』(guild)の組織なりき。中世紀に發生せし各種の組合が、親方と徒弟の制度に依りて、狹隘なる一部の利益を圖らむが爲、商工業の自由なる發達を妨げ、一般社會に害惡を及ぼせしことは、歐洲を通じて然りしなり。然も英國に比して佛國の組合の有力なりしは、コルベールが之に依り

て佛國産物の標準を維持せむと信じ、獎勵保護を與へしが故に外ならず。是れやがて佛國の組合の弊害英國に比して大なりし所以なりき。

(ロ) 政治の組織、法律制度の紊亂して不統一なりしと均しく、通商上より見ても、佛國は決して單一なる國家には非りき。商業上佛國の各地方が夫れ々、甚だしく利害關係を異にせしことが、佛國商工業の發達を阻害せしや、言を須ひず。諸外國より佛國に輸入せし商品に課せられし關稅の外、佛蘭西國內に於ても相互に關稅を課したりき。即ち巴里附近の中佛地方は、他の周圍の各地方と關稅線に依て通商上恰も外國なるかの如く區劃せられたりき。例せば、ホルドールの商人が商品を巴里に輸送するとき、其の商品が關稅線の通過に際して關稅を課せられしと均しく、反對に巴里の商人が關稅線外の佛國各地に商品を輸送するとき、同一の稅を拂はざるを得ざりき。

以上の如く經濟組織の混亂、不統一なりしことは、實に豊富なる佛國の資源を利用せざりしのみならず、其の商工業も之が爲、著るしく發達を阻礙せられたり。而して佛國經濟上の萎靡不振は、一方に於て更らに佛國財政の困難を誘ひ、竟に大

革命破裂の最大原因を造れり。

(六) ルイ第十六世當面の問題は、如何にせば第三級民に對する租税の過重を軽減すると共に、國家直接の破産を避くるを得べきやに在りき。然るに假令血を流さざるまでも、完全なる革命に依て憲法制度並びに政治機關の改造を行はざる限り、如何なる組織も如何なる方法も、到底是等の目的を達成すること能はざりしなり。チュルゴがルイ第十六世に上奏して、害悪は佛國民が全然憲法を有せざるの事實に由來すと云へるに徴しても、殊に財政上より佛國は有機的改革の急要を感せしなり。

王權の擴張と頻次の外戦とは、益々租税を加重ならしめしが、其は評價及び徵税方法の宜しきを得ざりし爲、一層人民の負擔を重からしめたり。國王の収入は主として三個の財源より出でたり。(一)王領地、(二)直税、(三)間税これなり。

王領地の収入は最初王室及び國家の費用を償ふて餘りありしが、後年幾多の原因は幅濫して國費の膨脹を招き、國王をして他に財源を求めざるを得ざらしめたり。王領地は固より國王が封建君主として領有したるものなれば、其の意の儘に

賣却贈與したるものも少なからざりき。此の如くして王領地の収入は漸次減少せしが、他に人口の増加に伴ふ國費の増加並びに毎度の外戦は、夙に國王をして各種の租税に依頼するに至らしめたり。

(二) 直税は實に佛蘭西國庫の支柱なりき。何となれば、各種の直接税は少くとも人民の上納する限り、必要に應じて之を増徴することを得たりければなり。

而して直税に地租 (calle)、人頭税 (capitation、二十分一税 (vingtième) の三種ありき。

地租は主として土地に課せられたる國税なりき(註七)。貴族僧侶は全く免除せられ、其他有力なる官吏等の免除せられし者少なからざりし爲、從て平民の負擔は加重するのみなりき。此の國税額は先づ國王の參議院に依りて各知事に割當て、各知事は更らに各村に割當て、村會に於て選舉せられたる徵税人は各村民の資力を考査して賦課したりき。故に人民は負擔の輕少ならむことを希ふて、出來得る限り貧乏を裝ふに至りき。此の如く徵税嚴酷なりし爲、人民は最も此の税を惡み、之が爲土地改良を怠りて國土荒廢の因を造りしことは、既述の如し。而して大革命破裂前に於ける此の國税の年額九千百萬リヅルに達したりしと云ふ。

人頭税は一六九五年始めて課せられたる戦時税にして、其後一度廢止せられたるも、一七〇一年復活せられて、一七九一年迄課せられたり。全社會皆之を拂ひ、財產に依らず身分に應じ、二十二級に分ちて賦課せられたり。最高の王太子は二千リヅル、最低の勞働者は四十、三十、二十リヅル、若くは二十ソウスを拂ふ者もありき。而して僧侶は一時に二千四百萬リヅルを拂ひて、免除を得たりき。此の國税の賦課亦貴族大官に寛大にして、農民には嚴酷なりき。即ち特權階級は實際に課せらる可き八分の一を拂ひ、正反對に農民は八倍を課せられたりと云ふ。人頭税は一七八九年に五千六百萬リヅルに上れり。

二十分一税は一七一〇年始めて年收百分の五の割合を以て、裁判官の俸給、貴族の地代、職人の賃金、農民の收穫に課せられたる一種の所得税なりしが、此の税率は後年に至りて加重するの傾ありき。而して僧侶は全然免除せられ、貴族及び中等社會亦其の收入を低く見積ることに努め、負擔は他の租税の如く下級社會に加重したりき。左ればカロンは此の國税の金額が脱税者多き爲、相當額の半ばに過ぎざることを宣言せし程なりき。

(ホ) 間税は直税の如く重からざりしにも拘はらず、これ亦甚だしく人民をして疾苦を感せしめたりき。烟草、印紙、アルコール、紙、金屬、鹽等に課税せしが、就中最も嫌惡せられしは鹽税(sabelle)なりき。七才以上の男女は年々政府の製鹽所より、實價の約七倍にて一人に付七ポンドの鹽を購ふものと見積られたりき。(註八)。鹽は政府の專賣に繋り、密輸入者は罰金若くは重刑に處せられたり。

佛國政府は最高落札者に是等の間税を受負はしむる方法を探りしが爲、其の徵税兎角嚴酷に失するを免れざりき。收税吏の家宅訪問に對して、人民は暴力を以て抵抗せしかば、果ては收税吏をして、武裝的暴行を遂げしむるに至れり。アダム・スミス曰く、國王の收入と比較して、人民の血を何とも思はぬ税吏はかゝる徵税方法を贊せしならむと。

佛國政府は一六九七年六十人の資本家の團體(爾來 Farmers-general と稱せらる)に間税を受負はしめたり。彼等は一定の金額を國王に前納し、而して能ふ限り人民より徵税する權利を獲得せしなり。かゝる契約は元宮廷との請託に成るが故、其間幾多の醜聞を醸し、結局公衆の損失と共に、受負者は常に大なる利得を漁した。

き、アダム・スミスは鹽稅及び貴稅に關説して曰く、彼國王は人民に對して「一個の法外なる利得を賦課したり、受負者の利得と及び一層法外なる專賣者の利得」と(註九)。以上の直稅間稅の外、佛國人は既述の如く、教會に對する什一稅、領主に對する封建的租稅、各種の地方稅、其他種々の賦役を負擔せしが故、最も負擔の重かりし下級社會の境遇の酸苦や、察するに餘りあり。然も若し公平に課稅せられたらむには、佛國人全體として負擔は容易に堪へられたりしならむ。一七五八年佛國の財政通書して曰く、若し租稅が平等に賦課せられたらば、佛國も亦富みしならむと。然るに、最も富みし階級は官職の實收或は其他の手段に依りて、特權者の位地に加はり、全部或は一部の免稅を確保して、益々下層社會の負擔を加重ならしめたり。(一〇) 更らに財政制度の混沌たる状態は、些かも課稅の不正、徵稅手續の弊害に讓るところなかりき。實に第拾八世紀の佛國には豫算案(budget)と稱す可きものなく、其日暮しの收支勘定書が即ち豫算案なりき。切言すれば、舊制度(Ancien Regime)の財政制度は何等の法式を有せざりしと云つて可なり。

大藏大臣は實際年々其の翌年度の經常收入見積書を作成したりしも、其の支出

見積書は、彼の權力以外に屬する放縱なる費目の爲、甚だしき違算を來たし、歲計不足を見るの常なりき(註十)。國王若くは大藏大臣が國庫に命令せし相當の理由なき費目の増加は、痛く物議を醸すに至りき。就中最も世人を憤慨せしめしは、所謂『赤綴年金簿』(Livre Rouge)の發布にして、こは實に革命の火焰に薪を添へたりき。一七八七年四月カロンは名士會に向て、年金の總額一千六百萬リッヅルに上れりと報告せしも、一七九〇年コマスは實際の年金は五千一百萬リッヅル以上の巨額なりと宣言せり。然も國家に對する如何なる功勞に依て年金が支拂はるゝやの理由に至つては頗る曖昧なるもの多かりき。一大臣の妾は、ガリイ船を漕ぐ奴隸の麩麵を受負ひたる廉を以て、一萬二千リッヅルの年金を受け居たりき。甚だしきは、一理髮師は、アトリア伯(ルイ十六世の弟)の娘にして未だ結髮する年齢に達せずして死去せし者に時々理髮の爲奉仕せしとて、一千七百リッヅルの年金を給與せられしが如き實例ありき。一七七九年より一七八七年に至る八年間、赤綴年金簿に依つて支拂はれたる年金總額實に八億五千八百八十二萬四千二百五十リッヅルに上れふ(註十一)。

此の如くして歳計の不足は年々増加し行けり。國庫は公債支拂の義務を果たりと云さざりしこと、一七二五、一七二二、一七三六、一七五九、一七七〇年の數回に亘り既に破産の状態に在りき。大藏大臣は國庫空乏の爲、時と方法の如何を問はず、金を募りき。貨幣の形は小さくなり、外國鑄造の惡錢は盛に流入し來れり。政府の支拂、否公債の利子さへも次年に延引せられ、借入金若くは將來の豫算案に對する見越は常に行はれ、公債は高利率にて募集せられたり。無用の官職は濫造せられ、賣却せられ、之が爲更らに新らしき年金の負債を負うに至れり。

此の如き財政策は急速に財政上の零落を招きしが、佛國が米國獨立戰爭に参加したるが爲、一層此の勢は助長せられたり。此の戰爭の爲、佛國は十億乃至十二億リヴルを費せり。カンポンは十五億なりと云へり。

此の如くして佛國の財政は歩一歩破産の淵に進みしが、ルイ第十六世は即位の當初より如何にして此の財政上の窮境を脱却し得べきやの問題に苦慮したりき。是に於てか、チュルゴ出で、ネッケル出で、カロン出で、再びネッケル出で、財政の救済を企てし、弊害の根本、紊亂の原因は特權階級が公平に國費の負擔に任せざりしに在

りしを以て、彼等貴族僧侶が甘むじて、自家の特權を抛棄し、課税の免除を返上するに非れば、百のチュルゴありと雖、到底病既に膏盲に入りたる佛國の財政の根本的療治を遂ぐるに能はざりしなり。

(註、七) 佛國の或地方に於ては、不動産に對して *taille* を課する規定にして、専ら土地登錄簿に依て評價せしが故、事實上此の税は地租と稱す可かりき。然るに他の地方に於ては *taille* を動産に課し併かも、官吏の手心を標準としたりき。左れば *taille* を地租と譯するは必ずしも當らざれども、姑く一般の名稱に據ることとせり。

(註、八) 鹽專賣の弊害に加ふるに、同一佛國內に於ても、地方によりて鹽の價に甚だしき相違ありし爲、一層人民を悩らしめたり。一例を擧ぐれば、ドイツヨン市にてセフランクの價の鹽は數哩を隔てたる東方フランシエ・コンテにては同一分量にて二十五フランクを拂はざるを得ざりき。夫れより少しく北に行けば五十八フランク、南方の所謂 *little salt tax* 地方にては二十八フランク、ゲツクスにては全然鹽税なかりき。佛國政府は是等各地方間に於ける鹽の密輸入を防がむが爲、非常なる國費を費したりき。

(註、九) Cambridge Modern History VIII. p. 71.

(註、十) 佛國大藏省の年々の原簿は見越(anticipations)と公債償却(repayments)の爲、擾亂せられ、一年の勘定、往々十年乃至十二年に亘りて決算を見ざるにありき。

(註十一) Cambridge Modern History VIII. p. 72.

七

第拾八世紀の懷疑的破壞的文學並びに哲學の佛國革命に及ぼせし影響に至つては本論の題意と稍、遠ざかるものあるを以て、異日稿を更めて論述することゝす可し。

一七七六年北亞米利加の聯邦十三州が英國政府の虐政に堪えず、母國に反對して獨立の宣言書を發布し、數年間干戈を交へし後、竟に獨立の目的を達して一大共和國を設立せし事が、佛國の革命に多大の刺戟を與へしや、決して疑ふ可からず。アーサー・ヤングは佛國革命破裂以前に際して、既に米國の革命は佛國に於ける革命の基礎を置けり、佛國政府にして警戒するどころなく、ひば、大事發生せむと云へり。ステイヴン教授亦謂へらく、米國獨立戰爭にして成功せざりせば、佛國の革命も遂に或は成功せざりしか、或は最初より發生せざりしやも未だ知る可からずと(註十二)。ルソーを讀み、マブリーを繙きて、既に自由平等を夢み、又略、共和政治の何物たるを解したる佛國人は、合衆國拾三州獨立の宣言を耳にするや、熱誠を以て之

を迎へ、ラ・ファイエット將軍の如きは、率先して義勇兵を組織し、米國軍に参加するに至れり。是れ一には第拾八世紀に於ける數回の大戰爭に依りて、佛國の植民地を奪ひたる英國に對する復讐の意も含まれたれども、固より自由獨立を慕ふて、專制政治其の者を疾惡する大義に出でたるや、云ふ迄もなし。當時佛國人が米國の獨立に對して如何に熱中せしかは、フランクリンが一七七七年五月佛國より本國に宛てたる左の書簡に依りて、其の一般を察するを得べし。

之を賞讃と願望の聲に兆すれば、英米間の問題に關し、歐羅巴を擧げて吾々米國側に加担致居候。專制政治の下に生活する者も尙ほ自由を讚して之を希望致候。併し彼等は歐羅巴に自由を回復する事に就ては、殆ど失望致居候。彼等は米國各植民地の憲法の翻譯を讀みて有頂天に相成候。吾々米國人の主張は畢竟有ゆる人類の主張にして、吾々が其の自由を防護する爲に戰へるは、同時に彼等の自由の爲に戰ふものなりとば、此地に於ける一般の觀察に御座候。米國獨立戰爭の佛國人に與へし刺戟は決して一時的に非ずして、其の影響の及ぶ所深大にして、且つ久しきに亘りたり。久しくブルボン王朝の虐政に苦しむ不

平等なる社會組織に憤激して、何等か國家の大變革を切望せる佛國人が米國獨立の宣言書を読み、如何に痛切なる印象を受けしや、想像するに難からず。米國獨立宣言書中の辭句は彼等が嘗てルソー、ダルトン、マブリーに學びし所と、殆ど符節を合せり。佛國の如き人爲的の階級、傳説、束縛より全然脱却して、自由、平等、博愛の三大主義を基礎とせる共和政體の現に新たに大西洋の彼岸に建設せられたるを見て、佛國人は欽羨措く能はず。佛國に於て之を實現せしめむと希望して已まざりしや知る可きなり。

佛國人が合衆國の獨立を羨み、佛國にも共和政治の設立せられむことを其の理想とせしや明なりと雖、彼等は一方に於て兩國の國體の非常に相違せることを顧みざるに非りき。新たに組織せられたる米國聯邦の各州は、何れも素より封建制度を経ず、又其の過去に拘束せられざる清教徒の殖民地の發達せるものにして、人民は夙に自治獨立の心に富み、英國政府の派遣せし總督の如きは、殆ど彼等の認めざる所なりき。各植民地は夙に共和政治の實を行ひ、唯だ母國政府と干戈を交るに方つて、各植民地を聯合し以て、共和政治の名をも得たるものなりき。然るに佛

國革命は國民的統一的にして、北米合衆國の如く聯邦制度の共和政治が其の究極の目的たらざりしは、後年、合衆國の如き聯邦制度を佛國に設立せむと主張せしジョン・ロンド黨の失敗に徴するも、之を知るに難からず。然るに、共和政治は既にユトピアに非ず、現に新世界に於て之が設立を見、而かも佛國人は血を捧げて之が設立を助けたり。此の友國の政體を其の儘佛國に輸入するは固より不可能事なりとすらも、佛國の歴史及び現状と相杆格せざる限りに於て、其の長所特質を採り、以て之を王政に加味按排す可しとは、佛國革命家の理想なりしや明かなり。現に一七八九年の國民議會が有名なる『人權宣言書』を制定するに方りて、一委員をして北米合衆國の例に倣ふ可し云々の趣意を宣言せしめしに徴して、之を知るを得べし。

(註十一)

Stephens's French Revolution, Preface to the American Edition.

八

以上佛國大革命の諸原因を述べ來りたれども、其の多くは概して間接の影響を佛國の社會に及ぼせしに過ぎざりき。ブルボン王朝の專制政治と云ひ、貴族僧侶の不當なる特權と云ふも、是等の弊害は何れも多年の因襲にして、今俄に佛國の社

會を激動せしむるものに非りき。封建制度の遺物でふ語が畢竟無意味の常套語なりしとは、一七八九年に佛國の實狀を目撃せしハズ、タルの觀察せし所なり。又ヴルテア、ルソー、モンテスキュー、デイドロ等の哲學的文學的鼓吹は革命を煽動せし功果極めて著大にして、且つ其の影響の久しきに亘りしことは疑を容れずと雖、今代の如く文化洽からず、交通亦不便にして、書籍印刷物の弘布迅速ならざりし當時に於て、恰も今日の新聞、刊行物が忽ち世界の政治經濟に影響するが如く、急激に革命を勃發せしむ可しとも思はれず。蓋し革命なるものは幾多原因の錯綜したる其の上に、一層痛切なる近因若くは動機の伴ふありて、はじめて勃發するなり。前述の如く、北米合衆國獨立戦争の成功は、佛國の革命思想に一層の刺戟を與へたるや疑なしと雖、彼と此とは國體相違して、且つ人種、宗教、歴史を異にすれば、之を以て直ちに佛國革命の動機若くは近因なりと斷す可からず。尙ほ佛國革命の原動力たる第三級民の境遇は悲惨は悲惨なりしも、之を他の歐洲大陸諸國の農民に比較して、寧ろ前者の生活狀態の進歩せしものありしと云ふ。而かも尙ほ大革命の先づ佛國に勃發せしは、特に佛國人を刺戟せし原因なかる可からず。國王の專政、特權

階級の驕奢に憤激して、佛國の庶民が自由、平等を絶叫せしは、畢竟するに、財産分配の不公平、課税、賦役の不權衡より發出したるものに非るは莫し。左れば佛國大革命の近因、否最も痛切なる原因は、經濟上に於ける庶民の不平苦情に在りて、紊亂せる財政救済の急要と、一七八八年の凶作に因る下級社會の暴動とは、會、之を勃發せしむる動機となりしなり。一方に於て、中等階級より發せし國家の政治的改造に關する思想の潮流と、他方に於て、農民及び勞働者より發せし經濟的状態の直接且つ斷然たる改良を要求する活動の潮流とが相合して、茲に共同の目的を達成せむが爲、互に提挈せし結果、佛國大革命となれりとのクロボトキンの言は、評し得て肯綮を得たりと云ふ可し(註、十三)

當時の佛國農民は最早各自の封建領主をば、支配者なり保護者なりと認めずして、實に公認せられたる略奪者なり理由なくして貴重なる收穫物の大部分を横領する者なり、又理由なくして高價の人頭税を誅求する者なりとして、久しく篡奪せられたる其の權利及び自由を回復せずむば已まじと決心するに至りしなり。即ち佛國人民がルソー、ヴルテア等の激勵と煽動とに依りて、人權自由の何物たるか

を自覺するに至り所謂「依らしむ可し知らしむ可からず」の境遇より解脱せしことが、以上の經濟的財政的原因と結合して、佛國革命を勃發せしめしなり。即ち佛國革命は或意味に於て佛國人民覺醒の一大現象に外ならず。ヘーゲルの「革命は文運の復活 (Renaissance) を經ずして起る可きものに非ず」との言は實に千古不易の眞理なりと云ふ可し。

(註、十三) Kropotkin's The French Revolution, pp. 1-4 (完)

遺産相續法と土地の分配 (二完)

瀧 本

誠

一

我國徳川時代に於ては一般に長子相續法が行はれつゝあつたに拘はらず土地の分配は英國のソレの如き甚しき不平等を來さざりしのみならず、佛國其他の國々よりも更らに大に平等にして、歐洲にて喧しく云へる大地主は勿論の事、中地主と稱すべきものすら殆んど皆無であつて、小地主中の最小なるものゝみであつたと云つて宜い位である。然るに其の時代の學者中には動もすれば兼併々々と唱へて、頻りに大地主の跋扈を憂慮するが如き言論を爲し、宛も今日歐米の學者が論じつゝあると同じ筆法に依つて、大地主が小地主を壓倒しつゝある事を憤慨する者も少なくなかつたのである。例へば水戸の學者藤田幽谷は其の「勸農或問」に於て「兼併の弊」と云ふ題目を掲げ「豪民ハ餘リタル財ヲ以テ貧民ヲ持分ヲ併セ取り、富者ハ益々富ミ貧者ハ益々貧ニシテ膏腴ノ地悉ク富豪ノ爲メニ吸ヒ取ラル」と云ふ様なることを痛言して居るのである。我國に於て兼併の弊と云ふことはアラユル